

協議第4号

合併の期日について

平成17年2月23日提案

笠間市・友部町・岩間町合併協議会

会長 磯 良 史

調 整 方 針 （ 案 ）
<p>合併の期日は、平成17年3月31日までに、県知事へ申請をし、平成18年3月31日までの間で正副会長が別に協議し定める期日とする。</p>

平成17年 2月23日確認

## 参 考 ( 現 況 等 )

## 1 留意事項

(1) 現時点においては、合併に関する様々な特例措置・財政措置等を規定した合併特例法の期限は、平成17年3月31日までに、県知事へ申請をし、平成18年3月31日までの合併であり、この期限内に合併することが重要と思われる。

(2) 合併するためには、関係団体の各議会における議決後、県議会での議決等様々な手続が定められており、また、合併に向けての諸準備にも日数を要するため、この点を考慮して決定する必要がある。

(3) 住民サービスや各種事務執行などに、できる限り支障の少ない時期を想定して定めることが望ましいと思われる。

(4) 先進事例を見る限り、必ずしも特定期日に限られるものではなく、各団体のそれぞれの事情により期日が定められていることがうかがえる。

## (5) 時期決定のポイント

関係町民の理解と行政制度の調整期間

合併特例法の期限

首長及び議員等の任期

新市における首長選挙時期

早い時期に合併目標年月(日)を設定することが必要

行事が集中する時期や住民異動の多い時期、首長選挙の時期等の検討が必要

先進事例では、必ずしも1日とは限っていない。

気運の醸成、事務事業の調整  
特例措置、支援策の適用の検討  
選挙、議員退職年金等への影響  
合併後50日以内の選挙  
以後、4年ごとに同様の時期に選挙

参 考 ( 現 況 等 )

2 先進地事例

平成17年1月4日現在合併協議会設置地域(県市町村課)

状況		構成市町村	法定協設置日	方式	新市町の名称	合併期日	事務所
官報告示済み	1	那珂町, 瓜連町	H15.10.1	編入	那珂市	H17.1.21	那珂町
	2	水戸市, 内原町	H15.10.1	編入	水戸市	H17.2.1	水戸市
	3	常北町, 桂村, 七会村	H15.6.24	新設	城里町	H17.2.1	常北町
	4	下館市, 関城町, 明野町, 協和町	H15.8.26	新設	筑西市	H17.3.28	下館市
知事処分済み	5	岩井市, 猿島町	H16.8.6	新設	坂東市	H17.3.22	岩井市
	6	江戸崎町, 新利根町, 桜川村, 東町	H15.6.20	新設	稲敷市	H17.3.22	江戸崎町
	7	霞ヶ浦町, 千代田町	H15.12.19	新設	かすみがうら市	H17.3.28	千代田町
	8	取手市, 藤代町	H13.4.1	編入	取手市	H17.3.28	取手市

3 市・町長, 議員, 農業委員の任期

市町名	市・町長任期	議会議員任期	農業委員任期
笠間市	H18.5.28	H20.1.14	H19.3.7
友部町	H18.4.23	H19.12.31	H19.2.4
岩間町	H18.3.19	H19.11.22	H18.3.24

参 考 ( 現 況 等 )

4 関係法令 ( 抜粋 )

( 1 ) 市町村の合併の特例に関する法律 ( 昭和 4 0 年法律第 6 号 )

附 則 ( 抄 )

第 2 条 - -

2 前項の規定にかかわらず、平成 1 7 年 3 月 3 1 日までに行われた地方自治法第 7 条第 1 項又は第 3 項の規定による申請 ( 以下「合併申請」という。 ) に係る市町村の合併については、この法律 ( 第 5 条の 5 から 3 9 まで並びに次条及び附則第 2 条の 3 の規定を除く。 ) は、同日後もなおその効力を有する。ただし、平成 1 8 年 3 月 3 1 日までに当該合併申請に係る市町村の合併が行われないうときは、同日後は、この限りでない。

3 前項の規定によりなおその効力を有することとされる第 5 条の 2、第 5 条の 3 及び第 1 4 条第 1 項の規定の適用については、第 5 条の 2 中「平成 1 7 年 3 月 3 1 日までに市町村の合併が行われる場合に限り、地方自治法第 8 条第 1 項各号」とあるのは「地方自治法第 8 条第 1 項各号」と、第 5 条の 3 中「平成 1 7 年 3 月 3 1 日までに市町村の合併が行われる場合に限り、当該処分」とあるのは「当該処分」と、第 1 4 条第 1 項中「平成 1 7 年 3 月 3 1 日までに市町村の合併が行われる場合に限り、当該市町村の合併」とあるのは「当該市町村の合併」とする。

( 2 ) 地方自治法 ( 昭和 2 2 年法律第 6 7 号 )

( 市町村の廃置分合及び境界変更 )

第 7 条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 略

3 都道府県の境界にわたる市町村の境界の変更は、関係のある普通地方公共団体の申請に基き、総務大臣がこれを定める。